

マイナ保険証の利用登録解除について 10月28日（月）より受付開始

令和6年12月2日よりマイナンバーカードと健康保険証の一体化により、現行の健康保険証の新規発行を終了し「マイナ保険証」を基本とする仕組みに移行することになりました。

みなさまには、マイナ保険証の利用をお願いしているところでもあります。

他方、マイナンバーカードの健康保険証利用登録は任意であり、利用登録の解除を希望する本人は健保組合へ申請を行い、それを受けた健保組合は解除手続きを行うこととされています。

（本人では利用登録はできますが、利用登録の解除はできません）。

今般、厚生労働省より、利用解除の具体的な内容が示されましたのでご案内いたします。利用解除を希望される方は、「マイナンバーカードの健康保険証利用登録解除申請書」を記載のうえ、健康保険組合までご提出ください。

◆全体の流れ

- 1.加入者からの利用登録の解除申請の受付（加入者から健保へ提出）
- 2.解除申請者に対する資格確認書の交付（健保作業）
- 3.中間サーバへの解除申請書の情報の登録（健保作業）
- 4.解除申請者の解除状況の確認（健保作業）

◆利用登録解除申請方法

「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」をご提出ください。

※利用解除申請後、マイナポータル上の「健康保険利用解除登録の申込状況」画面に反映されるまで、諸般の手続きのため1～2か月程度かかります。